

台湾の中小企業政策と政府の役割

朝元 照雄

I. はじめに—経済政策と政策理念—

1997年7月のアジア通貨金融危機は、アジア諸国に大きな影響を与えた。台湾の1997年の実質国内総生産（GDP）は6.8%と当初の見通しを上回り、1998年のその成長率も4.8%とまずまずの水準を維持している。同じくアジア N I E s の韓国が、国際通貨基金（IMF）などから約600億ドル（約8兆円）の支援融資を受け、経済再建に苦悩の状況であるのとは対照的である。その違いは何か。「台湾は小回りが効く中小企業が中心で、臨機応変な対応力に欠ける財閥経済の韓国との違い」が考えられる。あるいは国民性である「ニワトリの頭になっても、牛の尻尾にならない（寧為鶏首、不為牛後）」と旺盛な起業家精神によるものであると考えられる。

このように台湾の経済発展における中小企業の役割は極めて大きい。工業化過程における中小企業自身の努力のほかに、政府の中小企業政策を含む経済政策および産業政策も無視することが出来ない。

表1は台湾の経済政策の歴史的沿革を整理したものである¹⁾。同表からは台湾の政府が実施されてきた財政政策、金融政策を含む経済政策をみることができる。政策面からいえば、経済発展における台湾の経験は政府が経済政策および産業政策を実施する際に、市場メカニズムが正常に働くことを非常に重視していたことである。

台湾の最大ライバルで同じくアジアNIEsの韓国の場合、規模の経済を過度に強調して、市場の公正な競争に違反しても財閥や大企業の育成と指導を実施してきた。その結果、逆に中小企業の発展が不利な環境に置かれるようになり、歪みを生み出すようになった。韓国の経済構造と産業構造の最も大きな特徴は財閥と大企業の独占や寡占であり、社会の公正な発展に対しては不利な影響をもたらした²⁾。

台湾の経済政策を決定する際の「政策理念」は、国父孫文の民生主義である「富の均衡」を追求するという国是に基づいている。台湾経済の発展過程においては、一貫してこの「富の均衡」を基本的な信念として追求していた。つまり、台湾の政府は政策決定の際に、民間企業の発展に有利な市場経済の環境および市場機能が発揮できることを政策の基本にしている。その結果、同じアジアNIEsの台湾と韓国でも経済政策と産業政策によって、異なったパフォーマンスの結果を生み出すようになった。

この市場経済の環境のもとに、台湾の中小企業は比較優位の利益を巧みに掌中に入れたことによって、経済発展が速いテンポで成長したのである。本論は、台湾の中小企業政策が中小企業の発展にどのような役割を演じていたのか、を究明するものである。以下は中小企業政策の歴史沿革を5つの時期に分けて、各時期の政策の指導機構、特徴、重点、主な政策の内容と目標、政策の措置と根拠となる法令について明らかにする（第II節）。続く節では、中小企業政策の実施システムと政策システムについて説明する（第III節）。そして、その主な施策と残された課題についても明らかにする（第IV節）。

II. 中小企業における政府の役割

—中小企業政策の沿革、法令と政策体制—

台湾政府はどのような財政政策、金融政策および人材育成など経済発展に有益な政策を実施したのか。表1を参照しながら台湾の中小企業政策を観察することにする³⁾。

表2は台湾の中小企業政策の推移である⁴⁾。以下はこの中小企業政策における政府の指導機構、政策の特徴、対象、重点と具体的な実施策を5つの時

表1 台湾の経済発展と経済政策の沿革 (1950~98年)

実施年	財政政策	金融・為替政策
1950年	'51 関税保護と輸入管理	'50 高金利政策 '51 アメリカの経済援助
↑		
輸入代替工業化		
55年	'55 総合所得税の実施 '56 輸出の税金返却	'55 外資投資奨励条例の実施
↓		
60年	'59 19項目財政・経済改革方策の実施 '60 投資奨励条例の実施 '61 予算赤字の厳しくコントロール '64 財政収支の黒字転換	'58 為替改革, 為替決済証制度の廃止 '60 単一為替レート制度の実施 '61-72 物価安定
↑		
輸出志向工業化・重化学工業化		
65年	'66 輸出加工区の設置	'65 アメリカ援助の中止 海外民間資本の導入
↓		
70年	'69 行政院賦税改革委員会の設立 '71 輸入管理の緩和, 関税法により輸入税率の50%の弾力的調整の供与 '74 債券市場の設立	'72 高金利政策の実施, 物価上昇の抑制/'73 インフラ建設, 重化学工業化発展に大量資金の投入/'73-78 台湾元の引き上げ/'74 産出増によるインフレ抑制
↑		
75年		'78 フロー 為替制度の実施
↓		
80年		'80 金利自由化の実施
↑		
ハイテク産業志向工業化		
85年	'82 財政収支の小幅赤字 '83 付加価値型営業税の導入 関税の継続低減, 輸入自由化の推進	'83 外為管理の緩和, 資本市場の自由化
↓		
90年	'86 付加価値型営業税の実施, 新関税評価制度の実施/'87 輸入税の最高上限を67.5%から58%に, 財政部賦税改革委員会の設置, 公債の発行上限の向上/'88 東欧製品の輸入開放, 土地税法の修正, 最高輸入関税の上限を50%に引き下げ/'91 「産業高度化促進条例」/'91 6カ年国家建設計画 (1991-96年)	'85 金利管理の解除, 基本金利制度の実施/'86 台湾元の引き上げ, 外為管理条例の修正/'87 為替管理の廃止, 黄金の輸入解禁 '89 米ドル中心の為替制度の廃止 '91 「産業高度化促進条例」 (~98年6月30日まで実施) /'91 6カ年国家建設計画 (1991-96年)
↑		
95年	'95 アジア太平洋オペレーション計画 '97 「世紀に跨る国家建設計画」 (1997-2006年)	'95 アジア太平洋オペレーション計画/'97 「世紀に跨る国家建設計画」 (1997-2006年)
↓		

表1 つづき

実施年	公営事業と公共建設	農業政策
1950年		'50 肥料・穀物交換制度の実施
↑ 輸入代替工業化 ↓	'54 四大公営事業（セメント、紙、農林、工鉱）の民営の移管	'53 農地改革（第1段階）の実施 「耕者有其田」の実施
		55年
60年		

65年		'70 農業機械化の推進
↑ 輸出志向工業化・重化学工業化 ↓	'73 十大建設計画の実施	'73 肥料・穀物交換制度の廃止、「農業発展条例」の公布/'74 穀物保証価格の購入制度の実施
		70年
		'78 十二項目経済建設計画の実施
75年		'80 第2段階の農地改革の実施、共同・委託・合作経営により農場の経営規模の拡大
80年	'81 公営事業の評価	

85年	'84 十四項目重要建設計画の実施	'84 稲作生産・畑転作6カ年計画（1984-89年）の実施
↑ ハイテク産業志向工業化 ↓	'87 公営事業の証券上場	'88 現段階農村建設政策要綱実施方針の強化、大陸農工原料の輸入開放
	'89 台湾省基層建設第1期3カ年計画（1989-91年）の実施	
	90年	
95年	'91 6カ年国家建設計画（1991-96年） '95 アジア太平洋オペレーション計画 '97 「世紀に跨る国家建設計画」（1997-2006年）	

表1 つづき

実施年	人的資本・労働政策	科学技術政策
1950年 ↑ 輸入代替工業化 55年 60年	'60 労働法規の制定	
65年 ↑ 輸出志向工業化・重化学工業化 70年 75年 80年	'68 家庭計画の推進，九年義務教育の実施 '69 「中華民国人口政策綱領」の公布 '70 職業教育と人的訓練の実施	'65 中山科学研究院の設置 '66 応用技術研究発展小組の設置 '67 国家科学委員会の設置 '73 工業技術研究院の設置 '75 自然科学と生産技術の高級人材の養成 '79 「科学技術発展方策」の公布，情報産業策進会の設置，新竹科学園区の設置/'80 国防科学研究発展の強化/'80 電子工業部門発展計画（1980-89年）/'81 R & Dの推進，中華經濟研究院の第1期5カ年計画の公布
85年 ↑ ハイテク産業志向工業化 90年	'85 労働基準法の公布，優生保証法の公布 '89 十四項目重要建設計画に外国人労働者の採用決定	'82 情報処理工業部門発展計画（1980-89年）/'82 商標・特許法の修正/'83 同期放射研究計画の実施，高級人材の育成と招聘方策の強化/'85 中華經濟研究院の第2期5カ年計画の公布，国家科学技術発展10カ年長期計画の実施/'87 積体電路（TSMC）の設立/'91 6カ年国家建設計画（1991-96年）で通信・情報処理，民生用電子，半導体，精密機械，自動化，航空宇宙，ハイテク材料，特殊化学品，製薬・医療・保健，環境汚染防止など「十大新興工業」を指定，光エレクトロニクス，ソフトウェア，工業自動化，材料応用，高度センサー，バイオ，資源開発，省エネルギーの「八大重要技術」の開発強化，産業高度化促進条例の制定/'95 アジア太平洋オペレーション計画/'97 「世紀に跨る国家建設計画」（1997-2006年）

表1 つづき

経済建設計画		
1950年		
↑ 輸入代替工業化 ↓	'52 第1次経済建設4カ年計画(1953~56年), 経済安定委員会の設置, 民営企業の発展の積極的指導, 経済における民営企業の地位向上	
	'57 第2次経済建設4カ年計画(1957~60年)	
	'58 経済安定委員会が米援運用委員会に合併	
60年	'61 第3次経済建設4カ年計画(1961~64年)	
↑ 輸出志向工業化・重化学工業化 ↓	'63 米援運用委員会が行政院国際経済合作発展委員会に改組	
	65年	'65 第4次経済建設4カ年計画(1965~68年)
	'69 第5次経済建設4カ年計画(1969~72年)	
	70年	'73 第6次経済建設4カ年計画(1973~76年), 行政院国際経済合作発展委員会が行政院経済設計委員会に改組
	75年	'76 経済建設6カ年計画(1976~81年) '77 行政院経済設計委員会が行政院経済建設委員会に改組
	80年	'80 経済建設10カ年計画(1980~89年)
↑ ハイテク産業志向工業化 ↓	'82 第8次経済建設4カ年計画(1982~85年)	
	85年	'86 第9次経済建設4カ年計画(1986~89年), 経済建設長期展望(1986~2000年), 2000年経済発展展望 '88 G A T T 復帰対策
	90年	'91 6カ年国家建設(1991~96年)
	95年	'95 アジア太平洋オペレーション計画/'97「世紀に跨る国家建設計画」(1997-2006年)/'97 国家建設計画(1997年)

(出所) Li, K. T., *The Evolution of Policy Behind Taiwan's Development Success*, Yale University Press, New Haven, 1988 を基礎にして筆者が作成したものである。

期に分けて考察することにする。

(1) 融資型指導期 (1964年以前)

1964年以前、台湾の政府は中小企業に対し特定の指導機関をもっていなかった。1954年に行政院（総理府に相当）はアメリカ援助運用委員会による小型貸付融資の項目を設け、アメリカの援助基金をそれに充てた。その資金を第一銀行、華南銀行、彰化銀行など3つの商業系銀行（都市銀行に相当）と中央信託局に「小型民営工業貸付金」という名目で、中小企業が機械設備を海外からの購入資金として融資したことである。1件当たりの融資額は6万米ドル以下であり、これは政府による中小企業の融資の発端である。この中小企業特別貸出の申請手続きが簡単で、過去においてこの融資を利用した中小企業で、現在では大企業になったものも多い。そして、この融資は台湾の紡績業の発展に大きな役割を果たした⁵⁾。

1964年に当時の行政院嚴家淦院長（首相に相当）は施政報告では次のことを強調した。「製造業の投資活動の協力は、大企業の振興だけでなく、中小企業も育成すべきである。そして、資金の大衆化を目標とし、資本の過度な集中を避け、民生主義の『富の均等』の理念を実現すべきである」。この指示に基づいて、アメリカ援助運用委員会と国際経済合作発展委員会は中小企業の指導に重点を置いていた⁶⁾。

この時期には中小企業政策に関する具体的な法令が制定されていない。そして、上記に述べた行政院アメリカ援助運用委員会が指導機関になっていたが、これも「小型貸付融資」の資金の捻出と貸出しが最大の役割であった。この時期は一時的な解決策であり、融資と運用資金の捻出に重点を置いていた。

(2) 体制形成期 (1964～69年)

この時期に、行政院経済建設委員会（経済企画庁に相当）の前身である国際経済合作発展委員会は考察団を派遣し、各国の中小企業の指導措置を考察した（1965年）。1966年5月に、国際経済合作発展委員会は考察団の提言を採決し、財政部（大蔵省に相当）、經濟部（通産省に相当）、中央銀行、台湾省

表2 中小企業政策の推移

期間	政府の指導機構	特徴	対象	重点	具体的実施策
1964年以前	行政院アメリカ援助運用委員会	指導に関する法令が無い。	小型企業	臨時的対応措置、重点は融資と資金運用。工業団地の設置、製造と販売の共同管理。	小型工業への貸付。商業手形割引による資金運用。
1964～69年	中小企業輔導工作小組 中小企業輔導処	中小企業のモデル指導計画を制定・施行。選択的指導を採用。	輸出実績と発展潜在力を持つ中小企業を対象。	重点的に指導。グループ診断と総合指導方式による模範的指導。	外国の実施策を参考。技術、経営管理、市場の推進、財務と組織協力の推進など。
1970～80年	工業局第3組と経済関連機関による中小企業連合サービスセンターの設立。	経営者に協力。経済関連機関による中小企業の指導。	中小企業の製造業に限る。商業、輸送業およびサービス業は含まれない。	資金、技術と販売の三つの側面を主とする。中小企業銀行と信用保証基金の設立による融資と保証の強化。石油危機後、中小企業の合併経営を推進。	技術と経営管理に限る。信用保証基金と中小企業銀行による中小企業への融資の強化。指導項目は少なくなる。
1981～91年	經濟部中小企業処は中小企業輔導工作小組を設立(1987年)。	全体的企画の推進、中小企業指導基準の修正、中小企業発展中期計画を企画。「中小企業発展条例」(87年)を立法。	中小企業の製造業、運輸業とサービス業を含む。	全体的指導、業種間のグループ指導、企業の自動化、生産技術の革新を推進。財団法人と関連機関による現存指導システムの強化、健全な中心・衛星システムの構築。	中小企業の発展環境の健全化、経営体質と融資の改善。為替レートの変動による関係機関と中小企業の高度化への対応。
1991年～現在	經濟部中小企業処、研究機構、金融機構、信用保証機構、貿易促進機構、商工業団体、他の団体による共同指導。	「中小企業発展条例」の実施(1991年2月4日)。	中小企業認定基準に合う全ての事業。	中小企業高度化への推進。(1)市場の調査と開発。(2)経営合理化の促進。(3)相互協力の推進。(4)生産要素と技術の習得・確保。(5)人材の育成。(6)中小企業の設立と健全発展など。	融資、経営管理、生産技術、R&D、情報管理、工業安全、環境保全、市場の販売など指導システムの構築。中小企業発展基金と開発投資企業、中小企業政策審議委員会を設立。中小企業の高度化への指導など。

(出所) 劉邦典「中小企業與經濟發展」『台湾經濟』第192期、台北、1992年12月、表8；劉邦典『産業結構面的探討』經濟部委託、台湾經濟研究院、台北、1992年、第5章；陳明璋「我國中小企業的輔導政策」(上、下)『産業金融』第64、65期、1989年9月、12月、台北(この論文は後に于宗先監修、陳明璋編『台湾中小企業發展論文集』聯經出版事業公司、台北、1994年に収録)。

政府、中国生産力センターおよび金属工業発展センターなどの機関の協力を得て「中小企業輔導工作小組」（中小企業指導工作小組）を組織した。

この小組の主な任務はモデル指導の実施であり、政府による中小企業の指導がそれによって始まった。これは政府による中小企業への指導の始まりである。この時期の主な政策目的は、経済発展に合わせた中小企業への指導である。内容としては、(1)中小企業の指導に関する法令の制定、(2)総合的指導システムの設立、(3)中小企業の融資システムの企画であった（表3）。

1967年9月14日に国際経済合作発展委員会は「中小企業輔導処」（中小企業指導局）を設け、指導業務の企画、協調、監督と業務の実施などを担当した。経済部（通産省に相当）の所管の組織の一つが中小企業輔導処で、工業研究所など9つの関係部署と共に中小企業を指導していた。同時に、1967年に「中小企業輔導準則」（中小企業指導基準）の草案が作成され、行政院の了承（9月）を経て実施されるようになった。それによって、経済部、財政部および他の金融機構が中小企業の指導の根拠になった。これは政府の中小企業関連の法令が初めて公布されたものである。この基準には中小企業の指導の範囲、目標と項目などの規定が明確に示されている。

続いて、1968年に「中小企業指導基準」の第1次の修正を行った。その後、中小企業輔導処は廃止（1969年8月）されるようになり、その業務は経済部が一時的に代理して執行したが後に工業局に移管するようになった。

(3) 工業局による指導期（1970～80年）

1970年2月25日に経済部所管の組織として工業局が設立され、工業局の第6組が中小企業の業務（行政業務、経営管理、生産技術などの企画・施行）を担当していた。

続いて、1974年5月1日に経済部工業局は財政部銭幣司、中央銀行業務局、行政院青年輔導会、国際貿易局、中小企業協会、対外貿易発展協会（貿易振興会に相当）、金属工業発展センター、中国生産力センター、台湾手工業推進センターと工業設計包装センターなど11の機構の協力によって「中小企業聯合服務中心」（中小企業連合サービスセンター）を組織し、中小企業の指導の強化を図った。

表3 中小企業政策の計画目標、措置と法規の沿革

年 別	主な政策と目標	措 置	備 考
1964年	<ul style="list-style-type: none"> ●主な政策： 経済発展の必要に合わせて中小企業の指導業務を企画 ●内容： (1)中小企業指導法令の制定 (2)総合的指導システムの設立 (3)中小企業の融資システムの企画 目標は中小企業の育成，資本の集中を防止する。「富の均等化」の理想を実現させる 	<ul style="list-style-type: none"> ●経済合作委員会による「中小企業輔導工作小組」の設立 	<ul style="list-style-type: none"> ●これは中小企業指導の発端
1967年	<ul style="list-style-type: none"> ●「中小企業指導基準」の草案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政院の了承を経て施行する（9月） 	
1968年	<ul style="list-style-type: none"> ●「中小企業指導基準」に第1回の修正，中小企業の融資の基本方向を確定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「中小企業輔導処」の設置 	
1969年 ～70年		<ul style="list-style-type: none"> ●「中小企業輔導処」を取消，業務は工業局に移管 	
1973年	<ul style="list-style-type: none"> ●「中小企業指導基準」の中小企業の範囲と定義に第2回の修正 		<ul style="list-style-type: none"> ●この時の主管機構の業務，性質が異なっていたために，指導がスムーズに進まず，指導条例の効果が発揮できない
1974年		<ul style="list-style-type: none"> ●「中小企業信用保証基金」と「中小企業連合サービスセンター」を設立 	
1975年	<ul style="list-style-type: none"> ●新銀行法の実施 ●目的： (1)中小企業に中期・長期信用の供与 (2)中小企業の設備や財務構造の改善 (3)経営管理の健全化 	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業の専門担当の「中小企業銀行」の設置の規定 	

表3 つづき

年 別	主な政策と目標	措 置	備 考
1976年		●「中小企業銀行」の設立	
1977年	●「中小企業指導基準」の第3回の修正	●「中小企業銀行」の設立に合わせて、「中小企業融資サービス部門」の設置	
1978年		●地方中小企業銀行への改組（8社）	
1979年	●「中小企業指導基準」の第4回の修正 ●「科学技術発展方策」の可決	●主な内容は中小企業の範囲の拡大。主管機構の責任を明記 ●中小企業の範囲に鉱業の追加 ●工業技術研究院の機能強化。中小企業への技術協力と製品指導 ●生産性センターは自動化と品質管理の協力	
1981年	●「中小企業処」の設置		
1982年	●「中小企業指導基準」の第5回の修正	●内容は： (1)中小企業処は主管、指導機構を明記した (2)生産技術、経営管理、融資の指導および市場販売の4つの主な指導システムを構築した (3)中小企業の範囲を修正した (4)中小企業の提携、自動化および中央・衛星システム（センター・サテライトシステム）の構築を指導の目標にした	
1987年	●「中小企業指導方策」の実施	●中小企業の体質の改善、台湾元の引き上げによる衝撃の対策	●この方策は1987年8月から89年7月まで、2年間の実施

表3 つづき

年 別	主な政策と目標	措 置	備 考
1991年	(1)「中小企業発展条例」を公布し、中小企業の指導を正式に法令化した。その目的は中小企業の経営環境の改善、相互に協力し合い、自立的成長を指導する。それによって、中小企業の健全な発展を促す (2)『中小企業白書』の発表	(1)この条例により中小企業認定基準、中小企業発展基金収支保管及び運用方法、中小企業指導システム及び指導方法など3つの関連法を公布 (2)指導と奨励の措置を拡大 (3)地方政府の指導と施行の責任を強化 (4)各種の指導機構を設立	
1991年	●中小企業のもの範囲と定義の変更	●「中小企業認定基準」の制定	
1992年	●「中小企業発展条例」の第1回の修正	●經濟部は工業局にR&D、生産技術、工業安全および汚染防止など4つの指導システムの担当を決めた。国際貿易局に市場販売の指導システムの担当、中小企業処に経営管理、財務融資と情報管理など3つの指導システムおよび各システムの協調業務の担当を決めた	
1993年		(1)中小企業創業開発公司2社を設立 (2)各県・市政府の地方の中小企業協会を設立 (3)地方の信用組合を中小企業の融資の対象	
1994年	●行政院中小企業政策審議委員会の設置	●中小企業の認定基準、融資・保証、公共事業建設の参入と公共事業の購入対象 ●中小企業の健全化発展に関する審議	
1995年	●「中小企業認定基準」の第1回修正		

(出所) 楊雅惠・林安樂編『中小企業発展政策措置規畫研究』經濟部中小企業処委託、中華經濟研究院、1994年、台北、第2章を基にして筆者が加筆したものである。

1970年代に中小企業の資金調達の困難を解決するために、財政部では「中小企業信用保証基金」を設け、中小企業の資金調達に協力した。1975年7月に新銀行法が実施され、この法令では中小企業の業務を専門的に行う銀行を「中小企業銀行」と規定している。この銀行は中小企業に資金を中長期にわたって貸し出しすることにより、中小企業の製造設備や財務構造の改善に協力し、経営管理の健全化を図ることが主な業務である。

1976年7月に台湾中小企業銀行が設立されるようになった。78年1月から台湾省の8つの地域の信用組合を地域の中小企業銀行に改組するようになった。その資金の大部分は政府と台湾銀行から提供されていたために、公営銀行の性格をももっていた。

1977年8月2日に經濟部は中小企業の主要管理機構になり、その下部組織の經濟部工業局は中小企業の指導機構である。必要に応じて工業局は専門の機関または大学、専門家などに委託して業務の運営を進める。そして、中小企業銀行の設立に合わせて、「中小企業融資サービス部門」を設け、中小企業の融通業務の指導機関としての役割を果たすようになった。

1979年に行政院において「科学技術発展方策」が可決された。それによって、工業技術研究院の機能を強化し、中小企業の技術協力と製品指導の業務を行うようになった。同時に、中国生産力センターでも業者の自動化と品質管理に協力するようになった。

この期間中、1973年に「中小企業指導基準」の第2次の修正、1977年に第3次の修正、1979年に第4次の修正を行った。

指導機構の地位と権限によって、指導業務の推進に及ぼす影響が大きい。国際経済合作発展委員会中小企業指導工作小組の時代は、中米（台湾・米国）基金の運用との指導者の交流により多くの機構との協調が保たれ、社会から注目されていた。しかし、工業局の時代になると、部署地位のランクが低いため、影響を及ぼす度合いが相対的に低くなった⁷⁾。

(4) 中小企業処による指導期（1981～89年）

1981年1月15日に經濟部は行政院の指示にしたがって、「中小企業処」を設けた。その組織条例の規定に基づいて、中小企業の指導業務を担当すること

になった。それによって、經濟部中小企業処は中小企業の指導機関になり、生産技術、経営管理、融資および市場流通などの指導システムを構築した。長年の努力と経験の蓄積によって、中小企業処は産官学の3者の結合により、台湾の中小企業に対する指導システムを築きあげた（図1）。

この中小企業処の指導システムは主としては融資指導システム、生産技術システム、経営管理システム、市場流通システムの4つのシステムに分けられる。その内容は次の節において詳しく説明する。

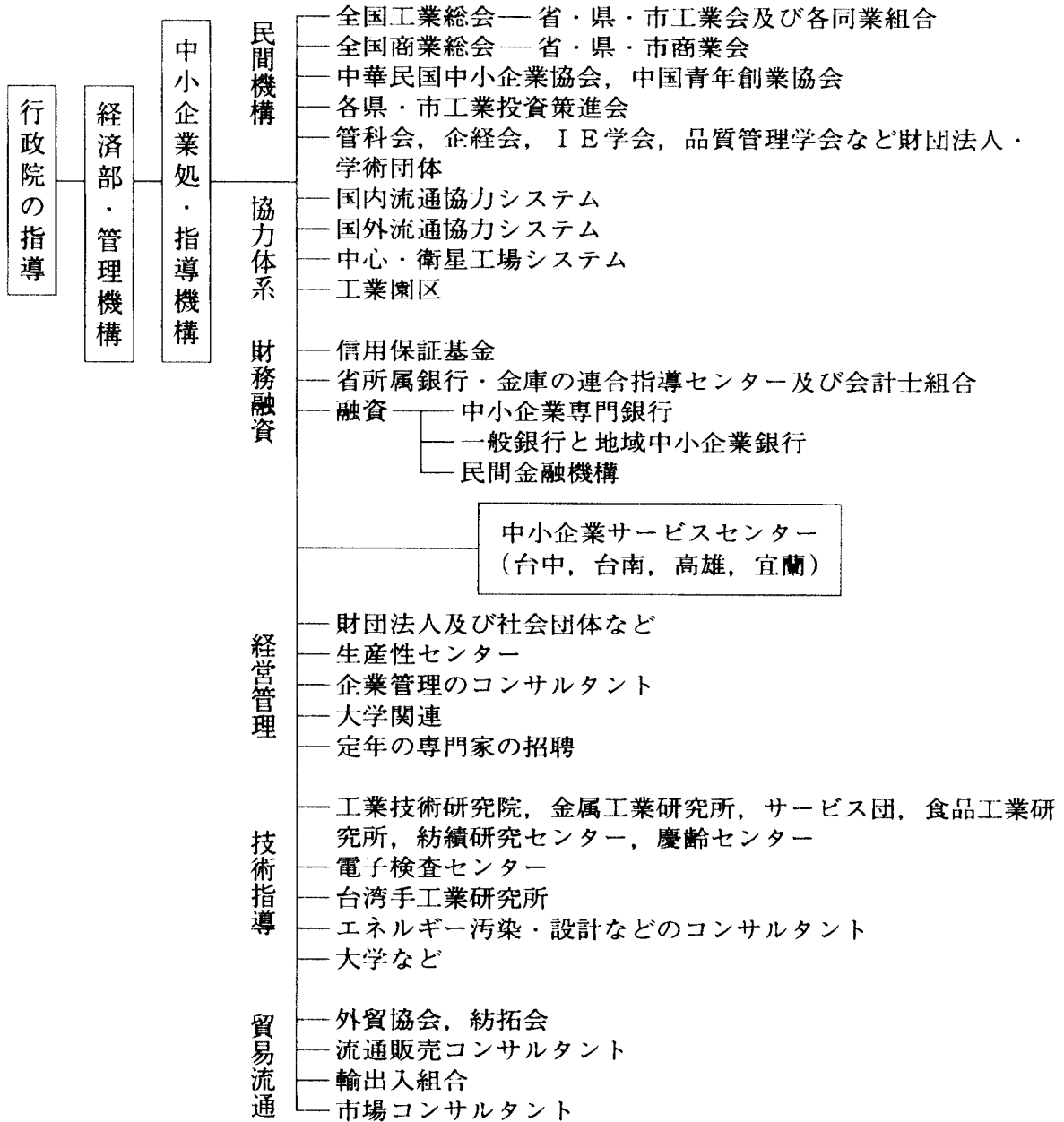
そのほかに、1988年6月に新竹、台中、台南、高雄および宜蘭などの地域にサービスセンターを設け、台湾の中南部の中小企業業者の連携を強化し、同時に国際動態の情報を直ちに提供して、業者の経営戦略の調整に対して協力していた。

この期間中に1982年に「中小企業指導基準」の第5次の修正を行った。そして、1987年に行政院は中小企業輔導小組（中小企業指導小組）を設けた。同時に、1987年頃から台湾元高・米ドル安による台湾元（台湾ドル）の引き上げによる輸出競争力の低減、国内市場の開放に圧力が強まり、労働運動と環境保全運動の激化などの経営環境に大きな変化が発生した。輸出を主とする台湾の中小企業が大きな転換を迎え、海外直接投資を通じて生産基地の海外シフトが推進されるようになった。行政院は国際環境の大きな変化に対応するために、「輔導中小企業方案」（中小企業指導方策）を1987年8月から1989年7月の2年間にわたって実施した。

規定の内容から明らかに分かるように、「中小企業指導方策」は2年間の一時的な措置で、「中小企業指導基準」は長期の規定であり、性質的には異なっていた。この方策は後に制定する「中小企業発展条例」の先駆的措置であり、その後の条例の制定に直接的な影響を与えた。目的から見ると、方策は主としては「中小企業の健全な発展」が、基本的な方針の一つである。基準の最終的目的地は経済の全面的な繁栄と社会の安定であり、基本的には全台湾を対象にしている。そして、就業チャンスの増加による国民の「富の均等」と「共同発展」を追求する。それは中小企業の経済活動に相互的な補完作用を果たし、大企業と中小企業との均等的な発展の実現を期待するものである⁸⁾。

基準から方策への推移によって、中小企業の指導業務は過去の機構に対す

図1 中小企業における産官学結合の指導フレームワーク



(出所) 陳明璋「我国中小企業の輔導政策」(上)(下)『産業金融』第64期，第65期，1989年。

る指導システムの推進および大学などに委託する方式から，財団法人の推進による定年の専門家の招聘，民間コンサルタント請負の実施までに拡張するようになった。このような間接の実施方式は，実施する機構を大量に増加することと同時に，コンサルタント社の発展を促すことができ，一石二鳥と言える。そのうち，コンサルタント社が中小企業に実施した「経営診断」の費

用は政府が支払う。コンサルタント社が長期的に工場に駐在して指導する場合、政府は57%の費用を補助する原則を取っていた。

この方策は僅か2年間しか実施されておらず、中小企業に対する指導は一時的な措置であった。その担当機構は經濟部中小企業処から經濟部次長が召集する「中小企業指導小組」の担当になった。この小組は内政部（内務省）、財政部（大蔵省）、労工委員会、経済建設委員会（経済企画庁）、財団法人と銀行が含まれ、中小企業処が幕僚支援の機構になった。特に注目されるのは、その指導任務が台湾元の引き上げへの対策、川上、川中、川下段階の業者との協力、中小企業の海外直接投資の指導まで拡大するようになったことである。方策の施行期の経験から台湾の中小企業政策の指導措置は、全面的で、制度的で、主導的な戦略に移行するようになった。

(5) 法令による指導期（1991年以降）

1960年代以降から台湾の経済発展に最も寄与していたのは、労働集約型製品の輸出志向工業化である。この工業化の主役は中小企業である。しかし、時代と共に産業構造の重点が労働集約型産業から技術集約型・知識集約型・情報集約型産業へと次第に移行するようになった。中小企業がこの技術集約型・知識集約型産業としての発展を続けることが政府の政策的重点であり、最も重要な方針である。

1987年以降の台湾元高・米ドル安、それに、輸入関税の低下などは台湾の市場開放を迫られた。そして、中小企業は一方では台湾元の引き上げによる輸出競争力の低下、他方では輸入された外国製品との競争にさらされることになる。それに、相対的賃金の上昇と労働力の不足による影響を受け、経営環境が一層と厳しくなった。

その厳しい国際環境の変化に対処するために、87年以降から中小企業への指導は「中小企業指導基準」の制定により、全面的なバックアップが必要になった。

中小企業への指導は多くの部署に関係をもつ。その故に、国際経済合作発展委員会の時代から協調を行う委員会を設けていて、融資、流通と管理なども同時にバックアップすることができるようにした。しかし、この時期には

法律による強い支持が無いために、事実上、他の委員会の協力は決して大きいと言いがたい。「中小企業指導方策」の制定により、担当機構の権限アップのために業務の推進に有利になった。残念な事に、実施期間は僅か2年間であった。

指導システムの成功を求める場合、それぞれの指導措置には法律の根拠と強い施行機構が必要であることが次第に分かるようになった。経済部はこの経験を踏まえて、約十年の討論と修正を重ね合い、立法院の承認を得て、1991年2月4日に第6次の修正として「中小企業発展条例」を制定するようになった。

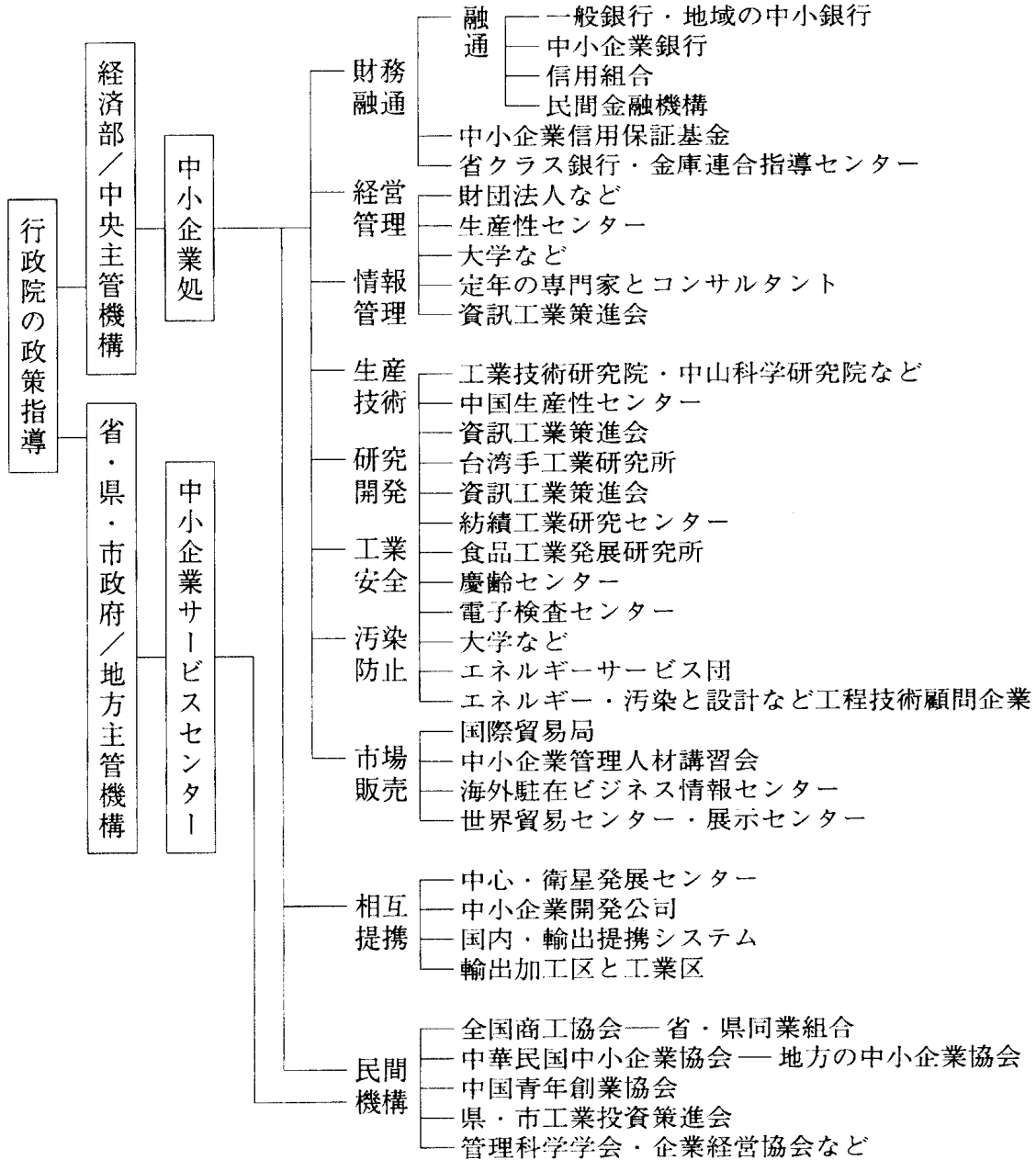
この条例の制定の意図は指導システムの構築によって、中小企業の健全な経営への協力、生産性の向上、市場の開拓に協力し、経済の繁栄と社会の安定を促進することである。条例の目的は中小企業のレベルアップであり、中小企業の経営環境の改善、相互協力の推進、自力成長への指導、企業の健全発展と産業の高度化を促し、次の諸問題に対して推進的役割を果たすようになった。それは、①市場の調査と開発、②経営合理化の促進、③相互協力の推進、④生産要因および技術の確保、⑤人材の育成、⑥中小企業の起業および健全な発展に関するその他の事項などが含まれる（図2）。

「中小企業発展条例」の中で過去において業務指導に障害になる要因を検討した。(1)固定した財力の支援、(2)指導業務に参加した機構（例えば、技術研究機構と企業管理機構）にとって、中小企業の指導は主要な業務でない。そのために、サービス提供の度合いは高く望めない点があげられた。その故に、発展条例での規定では、担当機構が関連の機構、団体との共同で指導システムを構築するようになった。その規定により、指導業務の推進時に担当機構または施行機構は、法令の規定に従って任務を実施するようになった。

次に、経済部中小企業処では支部組織を持っていない。全ての業務は中小企業処が企画、推進と施行を行い、その範囲には限りがあり、効果も高くない。そのために、発展条例の中での規定は、省（市）政府と県（市）政府は同じく担当機構になり、指導の責務を負うようになった。そうになると、指導面が大幅に拡大して、指導の効果も高まると期待された。

そのほかに、中小企業の発展に密接な関係がある「産業高度化促進条例」

図2 中小企業発展条例のフレームワークでの中小企業の指導システム (1993年)



(出所)『中小企業白皮書』1993年版，中小企業処，台北，1993年。

および「公正交易法」も1990年末に認可され，91年と92年にそれぞれ実施された。「投資奨励条例」の廃止と「産業高度化促進条例」の実施は，中小企業にとっては段階的な意義を持っていた。つまり，生産事業に投資すれば奨励された時代が終焉を迎えた。これからは産業の高度化に係るR&D（研究開発），経営規模，製造方法，製造の自動化および汚染防止の改善に従事し

たものが租税の優遇を得ることができるようになった。言い換えれば、台湾において労働力、土地など伝統的な生産賦存条件による労働集約型産業を奨励する発展形態は既に終焉を告げるようになった。今後は技術集約型産業、知識集約型産業が企業の持続的発展の原動力になり、中小企業の経営戦略は新しい産業政策の中で調整される必要性が生じてきた⁹⁾。

「公正交易法」の角度から見ると、過去において台湾の国内市場では不正常的な現象が発生していた。例えば独占、価格操作、地下経済の発生などによって中小企業の発展に悪い影響を与えた。この法令の施行によって、独占、闇カルテルなど非公正な競争環境が発生した場合、有効的に裁く法規を持つようになった。そのために、中小企業にとっては更に厳しい競争が予想されるなかで、公正で実力を持つ競争によって、商戦を勝ち取るが必要になった。

1991年に「中小企業発展条例」に、中小企業の範囲と定義に一部変更があった。それが「中小企業認定標準」(中小企業認定基準)である。その後、1995年9月にこの基準に第1回の修正が加えられた。

政策の具体的実施策としては、財務への融資、経営管理、製造技術、R&D、情報管理、工業安全、環境保全、市場流通などの指導システムの構築である。そして、中小企業発展基金および開発投資企業を設立させ、中小企業の高度化を確実にするために指導を行う。それ以降に、『中小企業白書』の発行が始まった¹⁰⁾。

そのほかには、1994年8月5日に行政院は「中小企業政策審議委員会」を設け、中小企業の認定基準、融資・保証、税制、公共建設の入札参入と公共事業の資材購入および中小企業の健全発展に関する事項が審議されるようになった。

III. 中小企業政策の実施体制と政策体系

以上の分析から台湾政府の中小企業の指導対象と重点の変化を見ることができた。1981年に中小企業処が設立された後に、中小企業処は産官学の3者結合により、4つの指導システムを築いた。その内容は下記のように示され

る。

①財務融通システム

財務融通については、台湾中小企業銀行のほかに一般の商業系銀行、合作金庫（信用金庫に相当）から起業または購入用融資を提供することができる。そのほかに、特別貸出金を設け、業者に環境保全への改善、診断サービス、信用担保の提供、自動化管理の実施を奨励する（図3）。

②生産技術システム

中小企業処と台湾国内の技術・企業管理の研究機構と協力しあって、業者の製造と物流管理制度を築きあげ、製造設備および製品の品質向上への改善を図ることにしていた。台湾の各県・市で講習会を開催し、海外から専門家を招いて、最新の製造技術および品質管理の観念・方法を伝授する（図4）。

③経営管理システム

中小企業の経営と管理を改善し、経営管理の指導システムを推進する。そのシステムは経営診断、海外で定年した専門家の招聘、コンピュータ情報ネットワークの構築、ソフトの開発、企業管理の自動化と制度化の構築などが含まれていた（図5）。

④市場流通システム

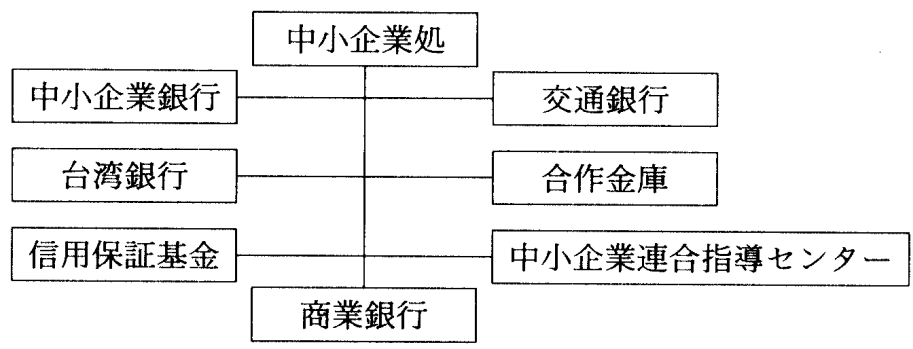
1987年以降の台湾元高・米ドル安の傾向を受け、台湾元の大幅な引き上げが避けられなくなった（そして、97年7月アジア通貨金融危機以降の日本を含むアジア諸国の対ドル為替レート的大幅な変動により、台湾元の引き下げも避けられなくなった）。中小企業処は外国為替の変動対策を講じ、損失を最小限に抑えるほかに、外国貿易協会、国際貿易局および各金融機構と協力しあって、国内市場とヨーロッパ市場を開拓するようになった（図6）。

その後、この指導システムは次第に拡大され、現行の10大指導システム（財務融通、経営管理、生産技術、研究開発、情報管理、工業安全、汚染防止、市場販売、相互提携、品質向上）の編成により完備されてきた（図7）。これは80年代の4つの指導システムから拡張したものである。

表4と表5はこの10大中小企業指導システムの担当機構、任務、指導対象、指導内容と指導機構を示している。以下は個別に分けてそれを説明する¹¹⁾。

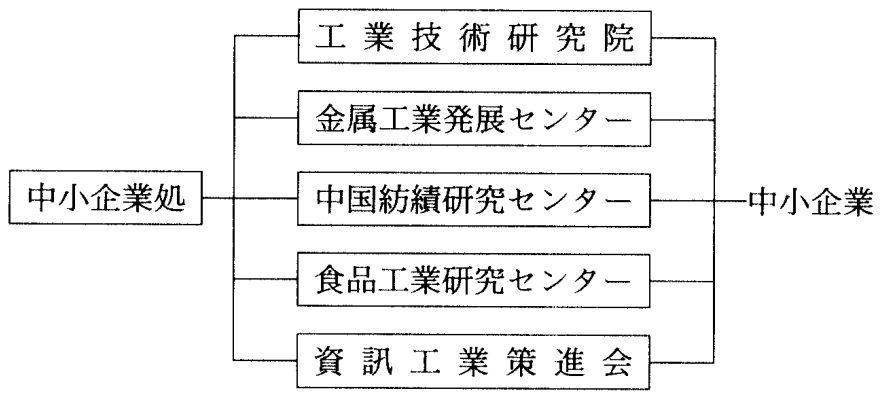
①財務融通システム：中小企業の財務構造の改善と資金融通が主な任務で

図3 財務融資指導システム



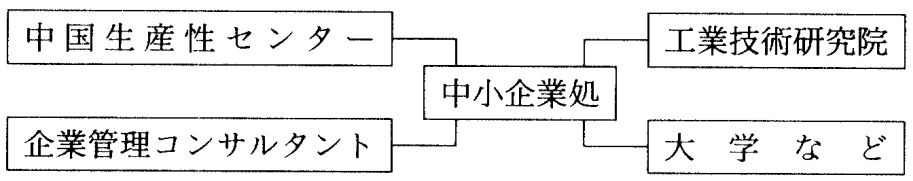
(出所) 劉邦典『産業結構面的探討』經濟部委託，台湾經濟研究院，台北，1992年，第5章

図4 生産技術指導システム



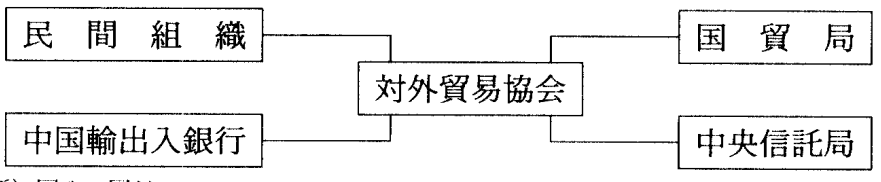
(出所) 図3に同じ。

図5 経営管理指導システム



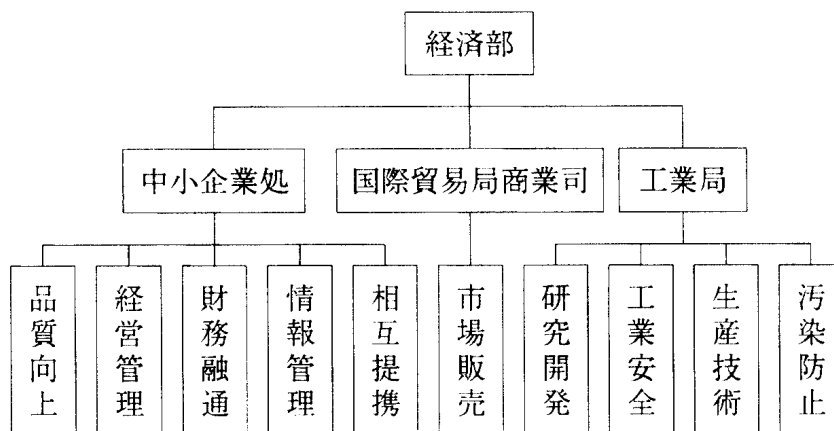
(出所) 図3に同じ。

図6 市場販売指導システム



(出所) 図3に同じ。

図7 中小企業指導システム（十大指導システム）



(出所) 李宗哲「中小企業輔導政策與經濟政策」(于宗先, 李誠編 『經濟政策與經濟發展：台湾經濟發展之評價』中華經濟研究院, 台北, 1997年。

ある。中小企業処が担当している。主な任務は中小企業の財務構造の指導と協力、資金融通と競争力の向上を目的にしている。「中小企業認定基準」の条件を満たした中小企業、中小企業信用保証基金（信用保証部分）の保証対象に満たした中小企業が指導の対象である。指導内容は、財務融通の相談、融資と担保の協力、財務の診断、会計制度、原価会計、内部制御制度、資金管理、予算制度、税務の企画、証券上場の指導、利潤センターと従業員持ち株制度などが主な業務である。関連の指導機構は中小企業専門銀行と各金融機構、中小企業信用保証基金、会計士組合全国連合会、中小企業連合指導センター、管理科学学会、台湾育成中小企業開発株式会社、華陽中小企業開発株式会社などである。

②経営管理システム：中小企業の管理制度の構築、経営効率と人的資源の発展が主な任務である。同じく中小企業処が担当している。主な任務は中小企業の健全な発展を促し、中小企業の管理制度の構築への指導と協力、経営効率の向上などである。「中小企業認定基準」を満たした中小企業を指導の対象にしている。指導の内容は、経営診断、組織と人事の管理、生産管理、物流管理、品質管理、現場管理、製品の設計開発管理と販売管理などである。指導機構は中国生産力センター、中華民国管理科学学会、中華民国企業管理顧問協会、金属工程研究発展センター、中央・衛星（センター・サテライト）発展センター、労使関係協進会、紡拓会とプラント輸出協会などである。

表4 中小企業の指導システムの担当機構、任務と指導対象

システム	担当機構	主な任務	指導の対象
財務融通	中小企業処	中小企業の財務構造の改善への指導と協力。資金の融通を提供し、競争力の向上を図る	(1)「中小企業認定基準」に合う中小企業。(2)中小企業の信用保証基金の保証対象に合う中小企業(信用保証部門)
経営管理	中小企業処	中小企業の健全発展の促進、中小企業の管理制度の構築に協力、経営効率の向上	「中小企業認定基準」に合う中小企業
生産技術	工業局	組合、協会と研究機構などと共同で中小企業の技術水準の向上に指導。新技術と製造自動化の導入で、伝統的産業の水準を加速的に向上	工場の登記証を持つ労働集約的産業、伝統的産業の業種別は経済部(省)で決められる
研究開発	工業局	中小企業に指導して新製品の開発、国際市場での台湾製品の競争力の強化	下記の2つの条件に合う企業は指導の申請ができる。(1)工場の登記証を持つ合法の業者(申請中の企業は工場設置許可証の複写を添付)。(2)科学技術研究計画の成果を商品化にする能力のある業者
情報管理	中小企業処	中小企業の情報管理制度の構築に指導、情報を利用して経営効率の向上	「中小企業認定基準」に合う中小企業
工業安全	工業局	工業安全・衛生の技術指導で、中小企業に協力して工業安全制度の構築と工業安全問題の改善	工業局の年度計画により工業安全・衛生の問題を選び、改善の必要な工場は下記の3分類を優先にする。(1)嚴重な工業安全・衛生の危険を持つ工業、(2)過去に重大な工業安全・衛生の災害が発生した工場、(3)労働検査機構の管理対象または処罰を受けた工場
汚染防止	工業局	環境保全と工業の発展と共に重視の政策を推進。中小企業に協力して汚染の改善と汚染防止の問題を解決	汚染の問題を持つ工場を対象、下記の3分類を優先とする。(1)嚴重な汚染を持つ工業、(2)過去に重大な汚染の紛争が発生した工場、(3)環境保全の機構の管理対象または処罰を受けた工場

表4 つづき

システム	担当機構	主な任務	指導の対象
市場販売	国際貿易司(局) 商業司(局)	(1)中小企業の必要とする市場情報の収集と提供。国際市場の開拓に協力。 (2)伝統型中小型商業の経営転換，経営効率とサービス品質の向上	「中小企業認定基準」に合う中小企業
相互提携	中小企業処	(1)企業の提携環境の構築，企業間交流の拡大，提携の機会を作り出す。 (2)企業が持っている個別の資源を利用し，競争力の強化と新事業のチャンスの開発	4社以上の企業のうち4分の3以上は中小企業の場合，相互提携の共同推進で，登記で提携交流会を組織したもの
品質向上	中小企業処	中小企業の全面的に製品の品質向上，中小企業の品質認定証の獲得の推進	「中小企業認定基準」に合う中小企業

(出所)『中小企業白皮書』1998年版，經濟部中小企業処，1998年，台北，58ページ。

③生産技術システム：中小企業の技術水準の向上と新しい技術の導入が主な任務である。工業局が担当している。主な任務は，同業組合，協会と研究機構などを結合し，中小企業の技術水準の向上，新技術と製造自動化の導入，伝統的産業の水準の加速的向上などの指導を行う。指導の対象は工場登記証を持つ労働集約型の伝統的産業である。なお，伝統的産業の産業別分類については經濟部（通産省に相当）が決めることになっている。指導の内容は，生産技術の向上，全面的に製品の品質向上，製造自動化技術の指導，製造業の競争力の協力，技術導入と移転，技術人材の育成などである。指導機構は，工業技術研究院，中山科学研究院，金属工業研究発展センター，中国生産性センター，中央・衛星（センター・サテライト）発展センター，資訊工業（情報産業）策進会，紡績工業研究センター，食品工業発展研究所，精密機械発展協会などが含まれている。

④研究開発システム：中小企業の個別の研究開発・共同の研究開発，新製品の開発・新技術の開発が主な任務である。工業局が推進を担当している。

表5 中小企業の指導システムの指導内容と機構

システム	指導の内容	指導機構
財務融通	(1)財務融通相談の受付 (2)融通と保証の協力 (3)財務診断 (4)会計制度 (5)原価会計 (6)内部制御制度 (7)資金管理 (8)予算制度 (9)税務企画 (10)上場の指導 (11)利潤センター (12)従業員持ち株制度	(1)中小企業専門銀行と金融機構 (2)中小企業信用保証基金 (3)中華民国会計士組合全国連合会 (4)中小企業連合指導センター (5)中華民国管理科学学会 (6)台湾育成中小企業開発株式会社 (7)華陽中小企業開発株式会社
経営管理	(1)経営診断 (2)組織と人事管理 (3)生産管理 (4)資材管理 (5)品質管理 (6)現場管理 (7)製品の設計開発管理 (8)販売管理	(1)中国生産力センター (2)中華民国管理科学学会 (3)中華民国企業管理顧問協会 (4)金属工業研究発展センター (5)中心・衛星発展センター (6)労使関係協進会 (7)紡拓会 (8)プラント輸出協会
生産技術	(1)生産技術の向上の指導 (2)全面的に製品の品質向上 (3)製造自動化技術の指導 (4)製造業の提携による競争力の向上 (5)技術導入と技術移転 (6)技術人材の育成	(1)工業技術研究院 (2)中山科学研究院 (3)金属工業研究発展センター (4)中国生産力センター (5)中心・衛星発展センター (6)資訊(情報)工業策進会 (7)紡績工業研究センター (8)食品工業発展研究所 (9)車両測定試験発展センター (10)精密機械発展協会
研究開発	(1)国内伝統産業の技術向上の協力 (2)中小企業の新製品と新技術の開発協力 (3)産業主導の新製品の開発の奨励	(1)工業技術研究院 (2)金属工業研究発展センター (3)電子検査センター (4)大電力研究発展センター (5)食品工業発展研究所 (6)紡績工業発展センター
情報管理	(1)中小企業のコンピュータ化企画の指導 (2)中小型ソフト業製品の整合と推進 (3)業種別コンピュータ化の共同企画の指導 (4)インタネットと中小企業のデータバンク索引の運用 (5)中心・衛星(センター・サテライト)の産業情報化の指導 (6)中小企業コンピュータ化の管理人材の育成	(1)中華民国資訊(情報)ソフト協会 (2)中華電脳センター (3)中山科学研究院 (4)中心・衛星発展センター (5)資訊(情報)工業策進会(推進サービス部) (6)資訊(情報)工業策進会(教育訓練部)

表5 つづき

システム	指導の内容	指導機構
工業安全	(1)工業安全・衛生技術のサービス (2)責任世話制度の推進と工業安全・衛生組織の設立指導, 工業安全の指導協力 (3)製造設備の安全管理と有機物管理 (4)工業安全・衛生技術人材の育成	(1)工業技術研究院工業安全衛生技術発展センター, 工業材料研究所 (2)中華民国工業安全衛生協会 (3)中国技術服務社 (4)台湾産業服務基金会 (5)中鼎工程公司 (6)台加工程顧問公司
汚染防止	(1)工場の製造方法, 製造過程と生産管理の改善・改良の協力により, 現存の汚染問題の解決 (2)資源回収設備の設置の指導 (3)低コスト・高効率の汚染防止技術の採用指導 (4)汚染防止設備の共同設置の指導 (5)工業汚染防止の人材の育成 (6)産業廃棄物の減少の指導	(1)工業汚染防止技術サービス団 (2)工業減廃(産業廃棄物の減少)指導小組 (3)中華民国清潔生産センター (4)産業廃棄物情報交換サービスセンター
市場販売	I) 国内 (1)販売ルートの構築の協力 (2)販売情報の提供 (3)販売人材の育成 (4)商業自動化の推進 II) 国外 (1)国際市場の開拓, 国際企業連盟の推進 (2)国外市場の研究調査の強化 (3)商業電子化の情報サービスの拡大 (4)展示施設の利用, 商売のチャンスの獲得 (5)製品の設計能力の強化, 製品包装の変化による台湾製製品のイメージ・チェンジ (6)貿易の人材の養成, 経済・貿易の実力の向上	(1)中国生産力センター (2)資訊(情報)工業策進会 (3)工業研究院機械研究所 (4)工業研究院電腦通信研究所 (5)商品バーコード策進会 (6)自動化協会 (7)情報ソフト協会 (8)インターネット協会 (9)チェーン店協会 (10)中小企業専門經理人協会 (11)中華民国對外貿易發展協会開發第1, 2 処
相互提携	(1)関連の指導機構が共同で提携指導システムを設ける (2)提携を志願する企業に協力して, 提携戦略を企画 (3)提携交流の指導人材の育成 (4)提携の理念の宣伝 (5)情報交流の協力 (6)実質提携の推進 (7)提携の成果の拡張	(1)中心・衛星センター (2)金属工業研究發展センター (3)中国生産力センター (4)工業技術研究院 (5)中華民国對外貿易發展協会 (6)中華民国企業經營管理顧問協会 (7)中華民国中小企業協会 (8)中国青年創業協会 (9)中華民国管理科学学会
品質向上	(1)中小企業の製品品質向上の促進 (2)中小型商業のサービス品質向上の協力 (3)中小企業の品質認定制度の協力 (4)品質認定説明会の定期実施	(1)中国生産力センター (2)中華民国管理科学学会 (3)企業經營管理顧問協会 (4)台湾電子検査センター (5)工業技術研究院 (6)金属工業研究發展センター

(出所) 表4に同じ, 59~61 ページ。

主な任務は、個別または共同研究による中小企業の指導と協力、新製品の開発、国際市場における製品の競争力の増加などである。指導の対象は次の条件を満たした株式有限会社が指導の申請の対象になる。それは、(1)工場登記証を持つ合法の業者(設立中の会社は工場設立許可の複写を添付する)、(2)科学技術研究計画の成果を商品化にする能力を持つ業者、である。指導の内容は、国内における伝統的産業の技術高度化への協力、中小企業の新製品・新技術への開発協力、工業を主導的発展する新製品の奨励などである。指導の機構は工業技術研究院、金属工業研究発展センター、電子検査センター、大電力研究開発センター、食品工業発展研究所、紡績工業研究センターなどがある。

⑤情報管理システム：中小企業の情報管理制度の構築に協力し、情報管理による経営効率の向上が主な任務である。中小企業処が担当している。主な任務は中小企業の情報管理制度の構築、情報の利用による経営効率の向上などの指導である。「中小企業認定基準」を満たした中小企業を指導の対象にしている。指導の内容は、中小企業のコンピュータ化の企画への指導、中小型ソフト業の製品統合と推進、業種別共同のコンピュータ化の企画と指導、インターネットの中小企業のデータバンクの検索の運用、中央・衛星（センター・サテライト）の産業情報化の指導、中小企業のコンピュータ化の管理人材の育成などが含まれる。指導の機構は、中華民国情報ソフト協会、中華電脳センター、中山科学研究院、中央衛星（センター・サテライト）発展センター、資策会推進サービス部、資策会教育訓練部などがある。

⑥工業安全システム：中小企業の工業安全制度の構築・改善および工業安全の問題解決が主な任務である。工業局が担当している。主な任務は、工業局の年度計画に基づいて、工業安全・衛生の問題、技術指導の改善を必要とする工場を選んで、次のことを優先的に実施する。(1)工業安全・衛生に重大な危険性を持つ工業、(2)過去に重大な工業安全・衛生・災害が発生した工場、(3)労働検査機構の管理の対象または処罰を受けた工場などである。指導の内容は、工業安全・衛生の技術サービス、責任世話制度および工業安全・衛生組織の設立、工業安全の指導の協力・推進、製造技術の設備の完全管理と発揮性有機物の減量の指導、工業安全・衛生の技術人材の育成強化などである。

指導の機構は、工業技術研究院工業安全衛生技術発展センター、工業材料研究所、中華民国工業安全衛生協会、中国技術サービス社、台湾産業サービス基金会、中鼎工程株式会社有限公司、台加工程顧問（コンサルタント）有限公司などが含まれる。

⑦汚染防止システム：中小企業の汚染防止設備の設置および汚染の問題解決が主な任務である。工業局が担当している。主な任務は、環境保全と工業発展と共に重視する政策の推進、中小企業の汚染改善および汚染防止の問題解決の協力などである。指導の対象は、汚染の問題を抱えている工場であり、特に次のものを優先的に実施する。(1) 嚴重な汚染を持つ工業、(2) 過去に汚染に関する損害・紛争を発生させた工場、(3) 環境保全の機構から管理の対象または処罰を受けた工場などである。指導の内容は、工場の製造方法、製造工程と生産管理の改良の指導、現存の汚染問題の解決、資源回収設備の設置の指導、低コストで高効率の公害防止技術の採用、汚染防止の設備の共同設置、工業汚染防止の人材の養成、産業廃棄物の減少（リサイクルの促進）の指導などがある。指導の機構は、工業汚染防止技術サービス団、産業廃棄物の減少指導小組、中華民国清潔生産センター、事業廃棄物交換情報サービスセンターなどが含まれる。

⑧市場販売システム：中小企業が必要とする市場の情報の提供、市場の開拓が主な任務である。国際貿易局商業司（部）が担当している。主な任務は、中小企業が必要とする市場の情報の提供、国際市場の開拓の協力、伝統的中小型商業の経営転換の指導、経営効率とサービス品質の向上の指導などがある。「中小企業認定基準」を満たした中小企業を指導の対象にしている。国内向けの指導の内容は、販売ルート構築の協力、販売情報サービスの提供、販売人材の育成、商業の自動化推進などがある。なお、国外向けの指導の内容は、国際市場の開拓、国際企業連盟の推進、国外市場の研究調査の強化、商売情報の電子化サービス、展示施設の利用と商売の機会の拡大、製品設計能力の強化、製品の包装の変化により台湾製製品イメージの向上、貿易実務人材の育成などがある。指導の機構は、中国生産力センター、資訊工業（情報産業）策進会、工業研究院機械研究所、工業研究院電腦通信研究所、商品条碼（バーコード）策進会、自動化協会、資訊軟体（情報ソフト）協会、網路

(インターネット)協会、チェーン店協会、中小企業專業經理人協会、中華民國對外貿易發展協會開發第1, 2 処(部)などがある。

⑨相互提携システム：中小企業の交流・提携の協力，共同による競争力の強化が主な任務である。中小企業処が担当している。主な任務は企業の提携環境，企業間の交流の拡大，提携の機会の創造であり，個別に企業が持つ資源の結合・利用，競争能力の共同強化，新事業の機会の開発である。4社以上の企業のうち4分の3以上が中小企業の場合，相互提携を進める意向があり，登記により提携交流会を組織したものが指導の対象になる。指導の内容は，関連の指導機構との協力指導システムの設立，企業の提携戦略の企画，提携交流の人材育成，提携理念の宣伝，提携情報の供与，実務提携の推進，提携成果の拡大などが含まれる。指導の機構は，中央・衛星（センター・サテライト）発展センター，金属工業研究發展センター，中国生産力センター，工業技術研究院，中華民國對外貿易發展協會，中華民國企業經營管理顧問協會，中華民國中小企業協會，中国青年創業協會，中華民國管理科学学会などがある。

⑩品質向上システム：中小企業の製品，サービス水準の向上，協力企業の製品品質の強化が主な任務である。中小企業処が担当している。主な任務は中小企業の製品とサービス品質の向上，中小企業の品質認定証の獲得などがある。「中小企業認定基準」を満たした中小企業を指導の対象にしている。指導の内容は，中小企業の品質向上，中小型商業のサービス品質向上，中小企業の品質認定証の獲得協力，定期的に品質認定証の説明会開催などである。指導の機関は，中国生産力センター，中華民國管理科学学会，企業管理顧問協會，台湾電子検査センター，金属工業研究發展センターなどがある。

前掲図1は「中小企業指導基準」による指導システムである。それに，前掲図2の「中小企業發展条例」のフレームワークでの中小企業指導システムである。この2つの図からは以下の3つの特徴をみることができる¹²⁾。

(1)中央政府の機関，地方政府の機関，財団法人と民間企業の分業体制の構築を進めてきたことが分かる。中央政府の機関である經濟部中小企業処，工業局と国際貿易局，省・県・市政府の機関および民間団体の役割が，上から下への「トップダウン方式」から3方面の分業方式に次第に変化したことで

あり、各部門はそれぞれ持っている特色によって関連業務・責務を分担するようになった。

(2)指導システムは過去の重点的で、一時的な方式から正式に法令の根拠に基づいた方式になった。実施上、機能を強化する必要があるが、全体の施行企画を持つようになった。現在、中小企業条例で述べられた指導システムは、中小企業のすべての指導面をカバーしたと言える。

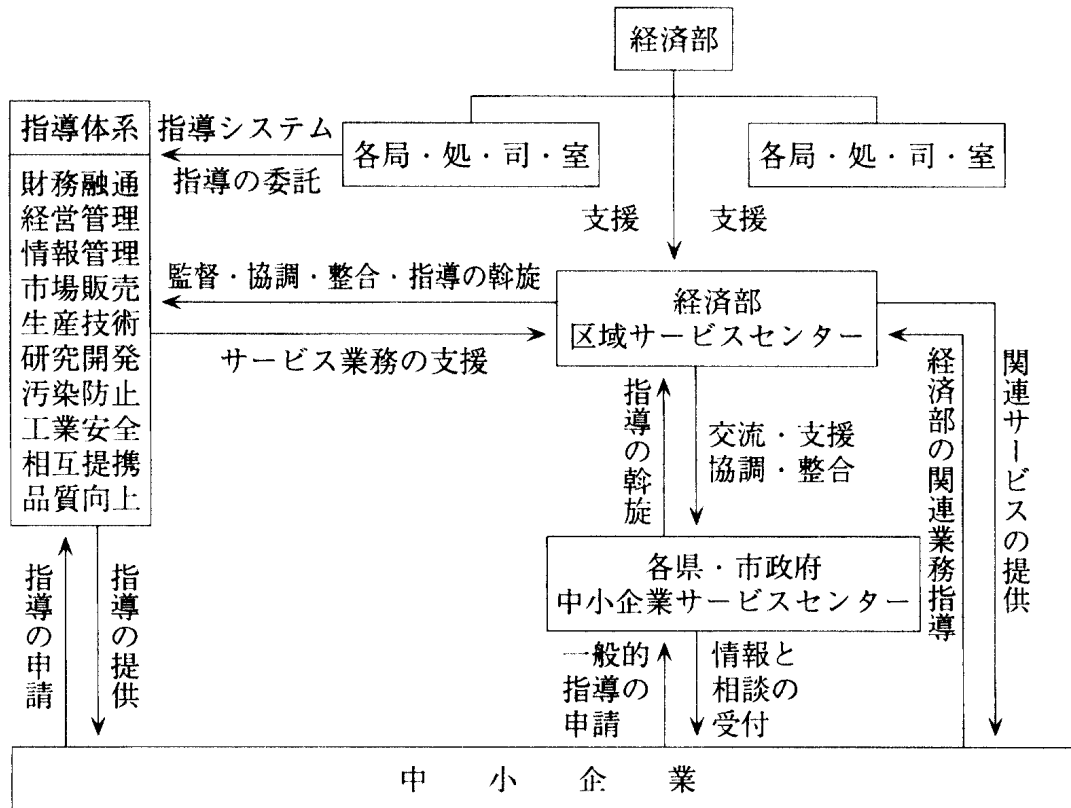
(3)指導の対象は主としては個別の企業に一方向的な指導を実施している。これは日米などの全産業への全面的な指導の配置と異なっている。しかし、中小企業処は個別企業の指導方式から全体の企画、協調の役割と機能を重視する方式に変化するようになった。この指導方式は日本の指導方式に次第に近づいてきたことを意味する。

「サービスの普及化、指導の地方化」の目標を達成できるように、經濟部中小企業処は中小企業発展基金を運用して1992年から全台湾の21の県・市で中小企業サービスセンターを設けた。その目的は、地方の中小企業に直接的にサービスを提供するためである。經濟部も台湾の第3都市の台中市に經濟部台中サービスセンターおよび第2都市の高雄市に經濟部高雄サービスセンターを設け、地方の中小企業へのサービスを強化している。

図8は地方サービスセンターの職務仕組みを示している。サービスセンターは中小企業に情報の提供、講習会・座談会の開催、現地の中小企業の相談の受入れなどを行っている。1994年からは県・市の中小企業日を設定し、政府の指導措置、指導の成功例の発表、優れた工場の見学と展示など、各地サービスセンターが中小企業にサービスを提供できるようにした。優れた中小企業と指導員の奨励など、指導員の中小企業への貢献を評価している。

經濟部が各地で支社機構に輸出加工区（輸出加工団地）管理处（所）、工業局工業区（工業団地）管理センター、国際貿易局と中央標準局（中央規格局）地区事務所および經濟部商品検査局地方分局などの機構を設立した。中小企業が経済事務に関係する問題に直面した場合、經濟部地域サービスセンターからの相談と協力が得られる。經濟部地域サービスセンターは地方の商工団体、資訊（情報）工業策進会の各地相談センター、工業技術研究院の地区分所、関連する産業の工業研究発展センター、中国生産力センターと対外貿易

図8 経済部の区域と地方サービスセンターの職務仕組み



(出所) 図7に同じ。

協会地区分所および民間企業管理コンサルタントなどの機構と共に中小企業の経営問題を解決するように協力している¹³⁾。

IV. 中小企業政策の主要施策

この節では中小企業政策での主要施策を説明する。経済の国際化、自由化の推進と科学技術の進歩と共に、経営環境の変化も大変速く、中小企業は長期に渡って資金不足、工場用地の獲得困難、研究開発の能力不足、人材獲得の困難、販売ルートの開拓困難などの問題に悩んでいた。この難点を克服するように、経済部（通産省に相当）は既存の中小企業サービスセンター、10大指導システム、中小企業発展基金を運用して中小企業の高度化、構造の転換に協力する。特に中小企業が劣勢で、強化すべき部分については、「中小企業発展指導強化計画」を制定して、中小企業の障害を打開するように協力す

る。

この「中小企業発展指導強化計画」の主な計画目標は次のようである¹⁴⁾。

(1)融資：500億台湾元を出資して中小企業特別貸出を行い，中小企業信用保証基金に50～70億台湾元を投入した。經濟部中小企業処から「中小企業互助保証基金会」の互助サークル（5年間で500の互助サークル）を設け，健全な運用基礎を築きあげる。経済建設委員会（経済企画庁に相当）は中小企業貸出額から100億台湾元を投入し，互助保証基金会に銀行との貸出契約を結んで中小企業に貸出させる。経済建設委員会は300億台湾元を中長期資金として投入し，中小企業の特別貸出を拡大して実施させる。行政院（総理府に相当）開発基金は1999年度に200億台湾元を追加投入し，中小企業高度化の特別貸出を拡大して実施させる。国庫に中小企業発展基金の金額120億台湾元を追加投入させる。それに，民間の出資で中小企業開発企業または創業投資企業を設ける。中小企業に近代化財務会計制度を構築するように指導する。

(2)工場用地：「国営事業土地の運用による中小企業の工場設置の協力」を通して，台湾糖業が放出した208ヘクタールを開発し，レンタル方式(販売しない)で760社の中小企業に貸出している。

(3)R & D（研究開発）の能力アップ：県・市で公営・民営機構，大学などに中小企業育成センターを設け，新製品と新技術の開発を促す。既に30の中小企業育成センターを設けて，經濟部国営事業のR & D費用を運用して510件の研究計画を推進した。

(4)指導の強化：中小企業のレベルアップと構造転換を指導し，その技術と経営管理体制を改善，機能領域の能力を向上させる。6万社の中小企業を指導する予定になっている。具体的に，①中小企業に協力して健全な経営管理，財務管理，品質管理制度を構築する。②中小企業に協力して貿易ルートと市場の開拓を構築する。③中小企業の管理コンピュータ化，マルチメディアとインターネット関連技術の運用を指導する。④中小企業のR & D，汚染防止，工業安全と技術の高度化に協力する。⑤中小企業の提携交流と実質的な協力を促進する。

(5)人材の育成：中国生産力センターと共同で中小企業人材研修センターを設置する。それに，大学などと共同で台湾の北部，中部，南部に3つの中小

企業人材育成センターを設置する。それによって、各領域に必要とする人材31万人・次を養成する。

(6)市場の開拓：16万社の中小企業を指導して政府機構の入札資格を獲得させる。550件の中小企業製品展示会を開催した。具体的に次のことが行われている。①中小企業に協力して公共工程と政府の入札に参加させる。②中心・衛星工場制度を継続して推進する。③イメージ企画など関連の計画を運用して、中小企業の国際市場の開拓に協力する。

この計画を有効に推進するために、以下の4つの原則を採用した¹⁵⁾。

(1)関連する機構と共同で中小企業を指導する。政府の各機構と共同で中小企業の発展を促し、指導の範囲と対象を有効に拡大させる。

(2)指導業務のシステム化と深化。新計画はモデル的、試験的、段階的の方法を採用している。具体的に効果があった場合、直ちに各県・市・町の中小企業に普及させる方式を取っている。

(3)機動的でより完全な指導メカニズム。急速な環境変化に応じて、中小企業は絶えず新たな需給関係が発生させる。指導計画も持続的な検討と修正によって、異なった産業の異なった需要に対応する必要がある。

(4)確実な追跡で、計画の成果を確実なものにさせる。推進する措置には年度の目標を明確にして、定期的に追跡と協調を行い、計画の構想と成果を確実なものにさせる。

しかし、『中小企業白書』（1998年版）でも以下の問題点を指摘している¹⁶⁾。

(1)中小企業処の権限地位はそれ程高くない。そのために、指導機構との間のタテ方向（上下関係）とヨコ方向（同等関係）の交流に困難が生じてきた。

(2)「中小企業発展条例」と他の関連法令との間にハッキリした位置づけがなされていない。(3)信用保証基金では安定した資金の来源が欠けていた。(4)地方の担当機構では専属の部署が設けられていない。(5)相互保証制度には制度上の欠点が存在していた。法的な適応に困難が生じた。(6)法規の適応と調整が欠けていた。これは今後に残された課題であろう。

V. おわりに

中小企業政策の実施が成功するか否かは、制度上の健全化に係わっている。現実の経済環境の変化は激しく、定期的に中小企業指導政策に評価を加える必要がある。中小企業には多くの業種が含まれているために、完璧で全ての中小企業に適応する指導戦略を制定するのは難しい。原則的な方針を採用し、方向性と目標を決め、細かい事項は柔軟に対応することが必要になる。全体的に言えば、中小企業が構造転換で出会った問題点は、技術、人材、資金と土地などである。中小企業処の役割は中小企業の発展に有利な中小企業政策、そして、その中小企業政策の定期的評価、中小企業と企業の協力など「橋渡しの仲人役」など、中小企業の問題の解決に寄与することである。実施上の実務などは、地方政府、民間関係団体および業界の分業体制による解決が最も理想的な方法であると考えられる。

〔注釈〕

- 1) Li, K.T., *The Evolution of Policy Behind Taiwan's Development Success*, Yale University Press, New Haven, 1988; 李国鼎, 陳木在『我国經濟發展策略總論』(上, 下) 聯經出版事業公司, 台北, 1987年。
- 2) Scitovsky, T., "Economic Development in Taiwan and South Korea, 1965-81", in Lau, Lawrence J., (ed.), *Models of Development: A Comparative Study of Economic Growth in South Korea and Taiwan*, San Francisco, ICS Press, 1986.
- 3) 劉邦典『産業結構面的探討』經濟部委託, 台灣經濟研究院, 台北, 1992年, 第5章を参照されたい。
- 4) 『中小企業白皮書』(1998年版) 經濟部中小企業処, 台北, 1998年, 第11章, 表11-1-1の分け方による; 劉邦典 前掲書, 1992年, 表5-5; 陳明璋「我国中小企業的輔導政策」(上, 下) 『産業金融』第64, 65期, 1989年9, 12月, 台北, この論文は後に于宗先監修, 陳明璋編『台湾中小企業發展論文集』聯經出版事業公司, 台北, 1994年, 第3章に収録; 梁耀文「中小企業輔導政策之研究」政治大学公共行政研究所修士論文, 1986年, 84~88ページ。
- 5) 尹仲容『我对台湾經濟的看法三編』經濟叢刊32, 行政院經濟設計委員会, 1973年; 于宗先「中小企業」, 高希均, 李誠編『台湾經驗40年』天下文化出版公司, 台北, 1991年, 第11章(小林幹夫, 塚越敏彦訳『台湾の40年』(下) 連合出版, 1993年)。
- 6) 李国鼎「台湾中小企業之回顧與前瞻」『中小企業發展誌』第25期, 台北, 1989年。

- 7) 陳明璋 前掲論文, 1989年。
- 8) 郭文政, 劉孟俊, 王儷容『中小企業市場行銷之研究』經濟部委託, 中華經濟研究院, 台北, 1992年, 第7章。
- 9) 郭文政, 劉孟俊, 王儷容 前掲書, 1992年, 第7章。
- 10) 台湾の「中小企業白書」は1991年版から発行が始まった。『中小企業白皮書』(1991年版) 經濟部中小企業処, 台北, 1992年10月。
- 11) 『中小企業白皮書』(1998年版) 經濟部, 台北, 1998年, 第10章第1~2節, 表11-1-3と表11-1-4。
- 12) 楊雅惠, 林安樂編『中小企業發展政策措施規劃研究』經濟部中小企業処委託, 中華經濟研究院, 台北, 1994年, 第2章。
- 13) 李宗哲「中小企業輔導政策與經濟發展: 台灣經濟發展之評價」, 于宗先, 李誠編『經濟政策與經濟發展』中華經濟研究院, 台北, 1997年, 239~289ページ。
- 14) 『中小企業白皮書』(1998年版) 經濟部, 台北, 1998年, 第11章第2節。
- 15) 注14に同じ, 11~6ページ。
- 16) 注14に同じ, 11~12ページ。

〔謝辞〕 この論文は財団法人交流協会日台交流センターの歴史研究者交流事業の研究援助を受けたものである。記して感謝の意を申し上げたい。